

支部通信



第44回定期総会開催

関東信越税理士会 宇都宮支部

目次



宇都宮支部 第44回定期総会	3
定期総会あいさつ	
関東信越税理士会宇都宮支部 支部長 島田 訓明	4
祝辞	
宇都宮税務署 署長 小山 貴文	6
関東信越税理士会栃木県支部連合会 会長 倉井 章	7
地域総会	8
第57回宇都宮支部親睦ゴルフ大会	9
私の〇〇コーナー	10
研修部からのお知らせ	11
新入会員のあいさつ	13
会員の異動	15
編集後記	16

支部ホームページ会員専用ページのログイン方法について

ユーザー名 utsuzei (半角小文字)

会報部

パスワード utsuzei (半角小文字)

研修受講時間36時間を達成しよう!

マルチメディア研修(インターネット研修)等を活用しよう!

表紙写真解説



イギリス、コッツウォルズでの写真です。

コロナウイルス感染症が蔓延する前、2019年に最後に行った海外旅行で撮った写真です。

現在、コロナは第5類に分類され、海外にも行ける状況になりました。が、円安のせいでしょうか、旅行代がコロナ前の1.5倍から2倍にもなっているような気がします。

円安も落ち着いて、早く気軽に海外に行けるようになると良いな♪と思います。
(写真提供 恩田 佳枝会員)

第44回定期総会を開催



島田支部長

令和6年6月13日宇都宮東武ホテルグランデにおいて午後3時30分から、関東信越税理士会宇都宮支部第44回定期総会が開催された。

佐藤総務部長の進行により、「税理士の使命と倫理」を確認した後、小磯副支部長の開会の言葉で始まり、2名の物故会員のご冥福を祈り「黙祷」が捧げられた。

島田支部長の総会挨拶にて、今年度の事業計画として基本方針3項目、重点施策11項目のうち重要な項目の説明があり、さらに本会の基本方針である「信頼できる税理士制度の確立」を基に、宇都宮支部も活力ある税理士会、会務活動の充実を図ることを表明し、令和6年度の事業計画案について説明があった。

次に定足数の報告があり本総会は適法に成立する旨が告げられ、議長に仲島克吉相談役が選任され下記議事に入った。

第1号議案 令和5年度事業報告及び決算の承認を求める件

第2号議案 令和6年度事業計画及び収支予算の議決を求める件

第3号議案 支部長専決事項の委任を求める件



仲島議長

審議の結果、提出されたすべての議案が満場一致により可決承認された。議長からは議事がスムーズに進行終了したことへの感謝の言葉があった。

祝賀に移り島田支部長より議事経過報告がなされ、定期総会で承認された事業計画に沿って、執行部一丸となり邁進する所存である旨を述べた。最後に来賓の方々からの多数の祝辞をいただき、祝電の披露も行われた。

佐々木副支部長の閉会の言葉により、第44回定期総会は滞りなく終了した。本年度も総会后、多くの支部会員の参加により懇親会が開催された。



支部長あいさつ

令和5年4月から、支部長に就任し、早くも1年が経過しました。

会員の皆様には、会務運営に対し、深いご理解とご協力を頂きまして、厚く御礼申し上げます。また、副支部長を始めとする常務理事の皆さん、並びに顧問相談役の方々、さらに関係団体の方々には、ひとかたならぬご支援を頂きましたこと、心より御礼申し上げます。

定期総会におきましては、多くの会員の皆様、また、栃木県支部連合会 倉井章会長、同じく、浅井達司副会長、同じく根本誠二専務理事、栃木県税理士協同組合 澤田真由美理事長、同じく萩原副理事長には、来賓としてご臨席賜りました。改めて、御礼を申し上げます。

また、祝賀におきましては、宇都宮税務署より小山署長をはじめとして、外部より友誼団体の臨席を頂きました。さらに税理士会館の事務支局の阿久津様には、長年にわたる感謝の意を表しまして、感謝状の贈呈式を宇都宮税務署長とともに執り行いました。懇親会につきましても、コロナ禍前の状態に完全に戻した状態で開催することができました。

定期総会に出席の会員の皆様（委任状による会員を含む）には第44回定期総会議案書に沿って、第1号議案の「事業報告」、第2号議案の「事業計画」、そして第3号議案の審議をしていただき、すべての議案につきましては可決確定しました事をご報告申し上げます。

事業報告につきましては、36時間の研修受講時間達成について、報告いたします。当支部は会員の皆様のご協力により、令和5年度において70%を越える目標に達し、71.28%となりました。これは昨年度の57.8%と比べると飛躍的な伸び率となりました。

しかしながら、この目標は本来毎年度、各会員が100%に達しているのが当然であり、引き続き36時間の達成に向け、会員の資質の向上に資することをご理解頂きたいと存じます。

今年度の事業計画といたしまして、基本方針を3項目、重点施策を11項目かかげさせて頂きました。これらの項目を、各々が「事業計画」として具体化し、実施してまいります。

まず、総務部です。総務部は宇都宮支部内のDXを推進すべく、例会を含めた会議のペーパーレス化を進めます。

業務対策部は、インターンシップを本年度も実施しますが、高校生のみならず、大学生も視野に入れた取り組みの検討を行います。これは、税理士という職業を知ってもらうことで、我々税理士業界の発展のため不可欠だと定義づけています。この施策は、業務対策部のみならず、職業説明会を実施する広報部や、租税教室を行う租税教育推進部とも取り組む必要があります。これから税理士を目指していただく人材を育てるとともに、税理士という職業そのものを多くの人に周知していただくことが重要であると考えております。



関東信越税理士会 宇都宮支部

支部長 島田訓明

税理士業界の発展の一環として「租税教室」の役割も重要な要素となっており、租税教育推進部が運営していきますので、会員の皆様で租税教室の講師にご興味のある方は是非ご参加の程、よろしくごお願い申し上げます。

調査研究部は、本年より例会時の調査研究部が行う、例会時のワンポイント説明を拡大し、研修部と協力し合い、会員の36時間研修受講時間達成に向け、その機会を増やしていきます。

税務支援対策部は、確定申告期における会場型の税務支援事業につき、今後のあり方を整理していきます。

企画部は基本方針にもあるとおり、会員相互間の信頼と親睦を深める企画を行います。

これらの活動を会報部が、会員に「支部通信」や例会時にお伝えし、規約や規定等の面で制度部が支え、財務部が予算執行にあたり管理いたします。

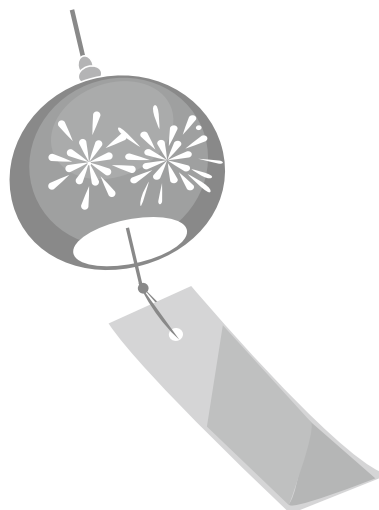
そして、綱紀の保持及び品位の向上についてですが、令和5年度は本会が、会員の証票及び税理士会員章（バッジ）の確認を行いました。支部としましては、毎年度例会時に確認作業を行うことが、当然と考えておりますので、その点検方法を検討いたします。

国民納税者からの一層の信頼にこたえるためには、税理士法及び会則遵守の徹底が何より必要であります。綱紀研修を充実させるなど、特に会員及び職員の綱紀の保持及び品位の向上に、より一

層、注意喚起を促していきたいと思っております。

最後に、税理士会関連組織との連携強化です。支部のさらなる発展のため、倉井県連会長を始め、関連組織とは連携協調をますます強化していきたいと思えます。

定期総会で承認していただきました事業計画に沿いまして、執行部一丸となり、本年度も頑張る所存でございます。是非とも会員皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。定期総会の挨拶とさせていただきます。



祝 辞



宇都宮税務署

署長 小山 貴文

本日ここに、関東信越税理士会宇都宮支部の第44回定期総会が盛大に開催され、全ての議事が滞りなく可決・承認されましたことに心からお慶びを申し上げますとともに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

島田支部長をはじめ、宇都宮支部の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なるご協力を賜っており、本席をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

また、本日、表彰を受けられた阿久津紀子様におかれましては、税理士会事務局において多年にわたり、会務をはじめ、税務署との橋渡しの役を担っていただくなど、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされ、そのご尽力に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。

関東信越税理士会宇都宮支部におかれましては、「信頼される税理士制度の確立」を目指して、税理士法第一条に掲げられた「税理士の公共的使命」を積極的に体現され、申告納税制度の発展、納税義務の適正な履行の実現に大きく寄与しておられます。

これはひとえに、歴代を含む役員の皆様の長年にわたる優れたご指導と、会員の皆様のご貢献の賜物と、深く敬意を表する次第であります。

さて、国税当局では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来像2023-」を公表し、3つの柱に沿って、税務行政のDXをすすめていくこととしております。

特に、第3の柱である「事業者のデジタル化促進」においては、税務手続だけでなく、事業者が日常的に行う事務処理についても一貫したデジタル処理を可能とすることで、正確性や生産性の向上、更には、他の事業者のデジタル化も促され、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

税務を起点とした社会全体のDXを推進するため、引き続き、皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

こうした取組の一つであるe-Taxにつきましては、関東信越税理士会宇都宮支部をはじめと

する皆様のご協力をいただきながら、その一層の普及及び定着に努めているところです。

速報値ではございますが、令和5年分の所得税の確定申告では、自宅からのe-Taxを利用して申告した方が、当国税局管内で前年の約1.2倍の約90万人となり、その利用者数は増加しているところです。

これもひとえに、皆様による様々な周知・広報等のおかげであり、改めて心からお礼申し上げます。

今後も引き続きスマホ申告をはじめとした自宅からのe-Tax及びキャッシュレス納付の推進等にご理解とご協力をお願いいたします。

また、昨年10月1日からインボイス制度が開始されました。

制度の周知・広報等、皆様のご理解とご協力のおかげをもちまして円滑にスタートできましたこと、心より感謝申し上げます。

インボイス制度は、複数税率の下での適正な申告・納税のために不可欠な制度です。

私どもが国税当局といたしましては、制度の円滑な定着に向けて、引き続き事業者の方々に寄り添った丁寧な対応に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

関東信越税理士会宇都宮支部の皆様には、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

関東信越税理士会宇都宮支部と宇都宮税務署が築き上げてまいりました良好な連携・協調関係をさらに強固なものとし、時代に即した申告納税制度の更なる発展に取り組むことができれば幸いと考えております。

結びに当たりまして、関東信越税理士会宇都宮支部並びに会員の皆様の多年にわたるご功績に、改めて敬意を表しますとともに、本日ご臨席の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

令和6年6月13日

祝 辞



関東信越税理士会 栃木県支部連合会

会 長 倉 井 章

宇都宮支部の皆様、こんにちは。

ただいまご紹介を頂きました関東信越税理士会栃木県支部連合会会長の倉井でございます。

まずは、宇都宮支部第44回定期総会が会員の皆様の出席の下、このように盛大に開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

皆様には、日ごろより、栃木県支部連合会会務運営に対しまして、深いご理解と、多大なるご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

宇都宮支部は、地理的のみならず、実質も栃木県税理士会の中心として多くの会員の皆様に、県連会務を担って頂いております。誠にありがとうございます。

また、支部におかれましては、島田支部長体制2年目に入りました。島田支部長は、支部の活性化を常に考え、支部の発展に大いに貢献されております。支部長をはじめ執行部の皆様に感謝申し上げますと共に、敬意を表したいと思います。これからのご活躍も、ご期待申し上げます。

そして本日は、公務ご多用の中、宇都宮税務署長 小山貴文様、宇都宮県税事務所長 吉田功様をはじめ、ご来賓の皆様方にご臨席を賜り、また日ごろから宇都宮支部が大変お世話になっておりますことを、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が、5類に引き下げられたことを境に、社会活動及び経済活動の正常化が一段と進展し、好循環を作るための動きが活発化してきております。

その一方で、私ども税理士が関与させて頂いております中小企業・小規模事業者は、原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇、円安傾向、不安定な世界情勢に加え、インボイス制度の導入や改正電子帳簿保存法の施行、定額減税の実施などがあり、目まぐるしく変化する経営環境のなか、事業の継続及び立て直しのために必死に努力をしております。

このような中で、私たち税理士は、中小企業等に対する支援として、財務、経営、金融及び税制

の多方面での支援に積極的に取り組み、地域経済の再生と中小企業等の存続、発展に向けて、関与先の支えにならなければと思っております。

栃木県連としましては、本会の基本方針及び重点施策に基づき、関連組織との協調連携を一層強化し、機能的で効率的な会員のための会務運営に務め、信頼される税理士制度の確立を図り、活力ある税理士会づくりを基本方針といたしました。

本年度は新たに、会員の日常業務の参考に資することを目的とし、県連事務局に会員相談室及び法律相談室を設けました。会員相談室の相談員は宇都宮支部の先生にお願いしており、支部の相談室を引継ぐ形となっております。法律相談室は、栃木県弁護士会所属の弁護士に担当して頂きます。是非、ご利用いただければ幸いです。

県連は支部と連携しながら、会員の皆様のための会務運営となるよう努める所存でございます。

一昨年、税理士制度は、昭和17年の税務代理士法が制定されてから80周年を迎えました。第6次税理士法改正が行われ、税理士の業務におけるICT化推進の明確化や、事務所設置規定の見直しなど、経済社会のデジタル化に対応するための改正が行われました。我々の税理士制度は素晴らしい発展を経て来ましたが、これからも更なる飛躍を遂げられますよう、会員の皆様と一緒に会務運営をさせて頂きたいと思っております。

また、そのためには、本日、ご臨席を賜っておりますご来賓の国税当局をはじめ、関連組織等のご協力が必要不可欠であります。ご来賓の皆様方には、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、県連も税理士制度発展のために、全力で取り組んでまいりますので、宇都宮支部会員の皆様のご理解、ご協力、そしてご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、宇都宮支部のますますのご発展と、本日、ご参会の皆様方のご健勝、ご繁栄を心より祈念申し上げます。会長としての祝辞とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

地域総会

令和6年6月13日(木) 宇都宮東武ホテルグランデにおいて令和5年度栃木県税理士協同組合宇都宮地域総会が開催された。

司会の荻幹事より開会宣言、来賓の紹介があり、山根地域長の挨拶ののち議長には塩濱組合員が選任され、議長挨拶に続き議事に入った。令和5年度の事業報告の承認を求める件が提議され、根岸副地域長から事業報告が行われ、満場一致で承認された。

次に広瀬幹事から令和5年度の収支報告、小野口副地域長から令和6年度の事業計画の報告がなされた。

祝辞を澤田栃税協理事長、島田宇都宮支部長からいただき盛会のうちに終了した。

続いて、令和5年度「あんしん財団」の組合員年間表彰式を行った。

受賞者には、澤田栃税協理事長より副賞が授与された。今年度も引き続きのご協力をお願いし、終了した。



山根地域長



塩濱議長



澤田栃税協理事長

第57回 宇都宮支部親睦ゴルフ大会



7月5日（金）第57回宇都宮支部親睦ゴルフ大会が、軽井沢72ゴルフ西ブルーコースにおいて、総勢28名の参加者で開催されました。今回は遠方での開催ではございましたが、多くの方々にご参加を賜りまして、御礼申し上げます。

避暑地のはずの軽井沢ですが、コンペ当日は30度を超える真夏日となりました。厳しい日差しが照り付ける過酷なコンディションの中、全員が無事に最後までラウンドを回ることができました。

優勝は島田訓明会員、準優勝は仲島克吉会員。ベストグロス賞は、グロス74で大塚俊男会員が受賞されました。おめでとうございます。

今回のゴルフ大会開催にあたりまして、提携企業様各社よりたくさんの景品をご提供いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

表彰式ではじゃんけん大会も開催され、勝者には提携企業様各社よりご提供いただいた景品が贈呈され、大盛況のうちに終了となりました。

最後になりましたが、至らぬ点も多く、ご迷惑をおかけしたかと思いますが、とても良い経験をさせていただきました。皆様の温かいご指導に感謝申し上げます。

（文：手塚 晴彦）



第57回宇都宮支部親睦ゴルフ大会成績

優 勝	島田 訓明
準 優 勝	仲島 克吉
第 3 位	山根 孝幸
第 4 位	森田 佳延
B・B 賞	石原 勝経 (メットライフ生命)
B・G 賞	大塚 俊男 (敬称略)



私の○○コーナー

令和元年からスタートしたりれー形式の「私の○○」コーナー。

○○って何! ?と思った方もまだいるかもしれませんが、それは…何でもOKです! わ・た・しの「お気に入り」、「イチ押し」、「オススメ」、「苦手なこと」、あるいは「失敗談」などなど。好きなテーマで自由に書いて頂けたらと思います。

ルールはひとつだけ。それは、**【次の人を指名】**すること。指名された方は、次号の執筆者として原稿依頼がいくこととなります。未来へつなぐ輪を大きく広げるために、皆様、その際は執筆のご協力どうぞ宜しくお願い致します。



大月信吾会員

私の筋トレ

私がオススメしたいのは筋トレです。昨年の春ごろから本格的に始めて1年ほどになりますが、筋トレが習慣化した結果、生活が充実して毎日が楽しくなりました。ぜひ皆さんにオススメしたいです。

始めたきっかけは加齢と運動不足によりたるんでしまった体型をなんとかかしたいと思ったことです。最初はせめて太らないようにしようと食事を減らすようにしていたのですが、食事がストレスになり、我慢した反動でリバウンドしてしまったりしたため、運動をする方向に切り替えました。筋肉をつければいっぱい食べても太りにくくなるのではないかという期待もありました。

コツコツと続けてきた結果、体重はそこまで落ちていないですが、明らかに以前よりも体が引き締まりました。体脂肪が減って、筋肉が増えてきているのが実感できます。自分がやってきたことの成果が目に見えてわかりやすいのが筋トレのいいところです。他人から評価されるのって難しく、自分の頑張りが認めてもらえないと感じることもあります。筋肉だけは僕のことを見てくれている。「筋肉は裏切らない」というのは本当です。

私は主に自宅でトレーニングをしています。ジムに通うという手もありましたが、出不精のため通うのが億劫で続かないと思ったのです。自宅なら周りの目を気にせず好きな時にできますし、懸垂スタンドや可変式ダンベルな



どを購入することで全身を鍛えられます。近頃は低価格の24時間ジムなどいっぱいありますし、YouTubeを見れば一流トレーナーがトレーニングのやり方を教えてくれます。かつてないほど筋トレするための環境は整っているといえるでしょう。

そんなわけで私がハマっている筋トレ、オススメです。他人と比較せず、自分の身体と静かに対話する時間は至高のエンターテインメントですよ。

次回は、石下和秀先生です。

研修部からのお知らせ

☆普段受講されている研修以外でも自己申請にて受講認定される場合があります☆

○「その他の研修」として次の内容が自己申請できます。

研修を受講した日の翌月 15 日までに、「受講時間認定申請書」(第 6 号様式※次ページ参照)又は、研修受講システムで申請ください。

- (1) 大学等及び民間団体が実施する研修で、本会の認定を受けていないもの ※主に税理士会員を受講対象とする研修に限る。
- (2) 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会その他法律で定める士業団体が実施する研修(税理士業務に隣接するものに限る。)
- (3) 他会の認定研修

なお、「その他の研修」の受講時間は、一事業年度につき 18 時間を限度としていますのでご注意ください。

○研修受講システムでの「その他の研修」の申請方法

- ① 研修受講管理システムにログイン後、トップページに表示される「『その他の研修』受講認定申請」または上の「自己申請」をクリックしてください。



- ② 研修会の詳細を入力する画面になるので、受講時間認定申請書に沿った全ての項目を入力し、「入力内容確認」をクリックしてください。

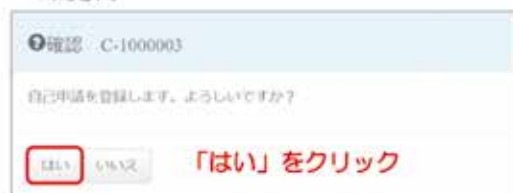


- ※クリックできない場合は入力漏れがございます。
 ※「受講分類」と「研修の種類」は選択式です。
 ※研修の内容について照会させていただく場合がございますので、受講時間として認定されるまで、参加した研修会の開催案内など内容が分かるものはお手元に保管ください。

- ③ 入力した内容が表示されるので、確認後、「登録」をクリックしてください。



- ④ 確認のポップアップが表示されるので、「はい」をクリックしてください。



- ⑤ 「閉じる」をクリックし、以上で自己申請完了となります。



受講時間の認定を受けようとする会員用

(第6号様式)

年 月 日

関東信越税理士会 御中

受講時間認定申請書

(研修細則実施要領第17条関係)

申請者	氏名		登録番号	
	事務所所在地	(所属支部) 支部 〒		
	連絡先	(TEL)	(FAX)	
		(E-mail)		

実施内容	<input type="checkbox"/> 会場参加方式	実施団体名			
		日時	年 月 日 ()	時 分	~ 時 分
		研修時間	時間	分	
		場所			
	<input type="checkbox"/> マルチメディア	実施団体名			
		受講日時	年 月 日 ()	時 分	~ 時 分
		研修時間	時間	分	
		研修確認コード			
	研修テーマ				
	講師名				
研修の概要 (別紙添付可)					

※ 案内文等研修内容が確認できるものを添付してください。
 他の税理士会の認定研修を受講した場合には、実施団体名の後に認定である旨を付記してください。
 受講時間認定申請書は、翌月の15日までに提出してください。

【税理士会使用欄】

認定の可否		理由
<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	

新入会員のあいさつ

湯本 克一

このたび、宇都宮支部に入会させていただきました湯本克一と申します。

令和5年9月に国税の職場を退職し、12月に税理士登録をいたしました。

国税の職場を離れ、税理士という立場の視点から社会を感じつつ、日々勉強させていただいております。

未熟者ゆえ皆様方には、何かとお世話になりますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

田中 正太郎

このたび、東京税理士会麹町支部からの転入で宇都宮支部に入会致しました、田中正太郎と申します。

大学卒業後、有限責任監査法人トーマツとデロイトトーマツ税理士法人での計12年間の勤務を経まして、今年2月に開業税理士として登録をさせていただいております。宇都宮出身ですが、高校卒業後は首都圏で暮らしており、子供の小学校入学もあり地元へ久しぶりに帰ってきました。

最近子供が小学校のミニバスチームに入った関係で、いつの間にか?バスケのコーチと審判のライセンスを取るという事になり、週末はミニバスチームの指導や練習試合・大会での審判などを通じて子供たちとバスケットボールを楽しんでいます。

開業税理士として未熟な点も多々あり、宇都宮支部の会員の皆様には今後何かとお世話になるかと存じますが、皆様ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

堀井 浩和

このたび、宇都宮支部に入会させていただきました堀井浩和と申します。

国税の職場に勤務し、令和3年7月に定年となり、その後2年間再任用職員として働き、本年2月に税理士登録をいたしました。

群馬県出身で、現在埼玉県に居住しております。

宇都宮支部の皆様には、以前からお願い事などでお世話になっております。引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

佐山 徹

この度、宇都宮支部に入会いたしました佐山徹と申します。

以前は資格の大原の税理士講座で消費税法の講師をしておりました。

その後、地元である栃木に戻り、税理士事務所にて実務経験を積んでおります。至らない点が多々あるかと思いますが、日々努力して参りますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。



新入会員のあいさつ

富士山 諭 見

このたび、宇都宮支部に入会いたしました富士山諭見と申します。平野会計事務所に所属しております。

結婚を機に前職を退職後、「税理士を目指そう」と一念発起し受験勉強を始めました。長い長い道のりでしたが、まわりの方々の協力のもと夢を叶えることができました！

まだまだ実務経験も乏しく、税理士を名乗るのにはばかれる限りですが、資格の名に恥じぬよう日々精進し、少しでも社会のお役に立てるよう頑張りたいと思っています。

未知の世界に足を踏み入れ、右も左もわからない未熟者ですが、会員の皆様ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

中 安 拓 雄

栃木支部より転入となりました中安拓雄と申します。

静岡県浜松市に生まれ、新卒で金融機関に就職後、横浜、大阪を経て転勤で栃木県小山市にやってきました。結婚、3人の子供の誕生を経て栃木在住9年目、税理士登録は令和5年7月に自宅のある小山で登録いたしました。

縁あって澤田会計事務所に勤務することとなり、この度転入してまいりました。慣れない仕事とまだまだ小さい子供たち（7歳、5歳、3歳）の相手と日々奮闘しております。

未熟者でございますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

高 橋 美 奈

初めまして。このたび、東京税理士会より転入してまいりました、高橋美奈と申します。

私は現在フリー株式会社に勤めており、free会計というソフトウェアの企画・開発に従事しております。

ソフトウェアの体験を設計する中で実務の感覚を掴みたいという想いが強くなり、個人の税理士としても業務を行っております。

宇都宮支部の皆様にはお世話になりますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。



よろしく願いいたします

会員の異動

●入会(税理士法人)

登録番号 14
氏名 辻・本郷税理士法人宇都宮中央事務所
事務所 〒320-0027
宇都宮市塙田4-4-6
電話 028-622-0345
FAX 028-627-4644

●入会



登録番号 153014
氏名 湯本 克一
事務所 〒320-0055
宇都宮市下戸祭2-17-7
黒尾眞澄税理士事務所
電話 028-623-0300
FAX 028-627-3538

●入会(東京税理士会より転入)



登録番号 146262
氏名 田中 正太郎
事務所 〒320-0042
宇都宮市材木町4番19号
電話 028-637-1947
FAX 028-637-1949

●入会



登録番号 153359
氏名 堀井 浩和
事務所 〒320-0032
宇都宮市昭和3丁目2番13号ワンダービル201号室
吉原邦彦税理士事務所
電話 028-689-8495
FAX 028-689-8496

●入会



登録番号 153366
氏名 佐山 徹
事務所 〒321-0942
宇都宮市峰2丁目14番8号
松本俊樹税理士事務所
電話 028-637-0426
FAX 028-637-0426

●入会



登録番号 153594
氏名 富士山 諭見
事務所 〒320-0041
宇都宮市松原1-1-9
税理士法人平野会計事務所 宇都宮事務所
電話 028-622-3563
FAX 028-624-5489

●入会(栃木支部より転入)



登録番号 151610
氏名 中安 拓雄
事務所 〒321-0954
宇都宮市元今泉3丁目23番18号
税理士法人澤田会計事務所
電話 028-634-5646
FAX 028-634-5648

●入会(東京税理士会より転入)



登録番号 152214
氏名 高橋 美奈
事務所 〒321-0953
宇都宮市東宿郷3丁目1番11号
ノブスタワー宇都宮 1504
電話 090-1265-4040
FAX

●入会(東京税理士会より転入)

登録番号 139541
氏名 柏木 宏明
事務所 〒321-0912
宇都宮市石井町 1349-10
電話 050-7124-8300
FAX 03-4500-1930

●転出(大田原支部へ)

深井 秀樹 (令和5年12月31日)

●転出(大宮支部へ)

谷中田 和希 (令和6年5月9日)

●転出(栃木支部へ)

和久 則夫 (令和6年6月5日)

●退会(業廃)

柳 沼 千恵子 (令和5年12月20日)

薄井 正巳 (令和5年12月20日)

恩田 貞成 (令和6年3月31日)

●退会(東京税理士会へ)

中谷 和規 (令和6年1月29日)

●退会(死亡)

佐藤 行正 (令和6年3月1日)

菅 沼 優年 (令和6年6月24日)



編集後記

支部通信はおかげさまで第84号の発行を迎えることが出来ました。

お忙しい中、原稿の依頼を快く引き受けて頂いた皆様、ありがとうございました。

税務行政のDX推進から、e-Taxによる確定申告が増加し、今後はダイレクト納付なども増加することでしょう。定額減税もはじまり、より一層情報提供、対応が必要となります。

会報を通して皆様のお役に立てればと思っております。

(スタッフ)

会報部長	菅 沼 一 郎
副 部 長	若 山 由希子
部 員	山 口 光 徳
//	恩 田 佳 枝
//	横 須 賀 雅 司
//	岩 井 直 樹

事務局からのお知らせ

事務局は8月10日(土)から18日(日)まで、お盆休みとなりますので、よろしく願いいたします。

関東信越税理士会宇都宮支部

宇都宮市鶴田町3200-2

TEL 028-637-1007

<http://utsunomiya-zeirishikai.com/>

発行人 支 部 長 島田 訓明

編集人 会報部長 菅沼 一郎